独立行政法人中小企業基盤整備機構

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金により実施した事業が補助の対象とならないなど

４件　不当金額　３５，５２３，９９１円

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）は、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に係る設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等（以下「事業主体」という。）に対して、事業に要する経費の一部について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が補助するものである。中央会は、事業主体が中央会からものづくり補助金の交付を受けて実施する事業（以下「ものづくり事業」という。）に係る確定検査等の事務を各都道府県の中小企業団体中央会（以下「受託事業者」という。）に委託している。

中央会が制定した「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程」（令和2年3月制定。以下「交付規程」という。）等によれば、ものづくり事業の補助対象事業の要件、補助対象事業費等は、次の①から③までのとおりなどとされている。

① 補助対象事業は、経費の重複に限らず、事業内容等から判断し、国等が助成する他の補助金等と同一又は類似内容の事業（以下「重複案件」という。）に該当しない事業であること

② 補助対象事業費は、ものづくり事業のために使用される機械装置の購入、専用ソフトウェア・情報システムの構築等に要する経費であって、証拠書類によってその経費の必要性及び金額の妥当性を確認できるものであること

③ ものづくり事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格等が単価50万円（消費税抜き）以上の機械、器具及びその他の財産は、処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、廃棄等をいう。以下同じ。）を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）であり、事業主体が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）等を準用した期間（以下「処分制限期間」という。）内において処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ中央会の承認を受けなければならない。事業主体が処分制限期間内に処分制限財産を処分した場合、中央会は、当該処分制限財産に係る処分の時点における残存簿価相当額に補助率を乗ずるなどした額を納付させる。

上記の①について、交付規程等によれば、事業主体は、交付申請書において、国等が助成する他の補助金等の交付又は申請の実績を記載するとともに、交付又は申請の実績があれば、ものづくり事業との相違点を記載して申請することとされている。また、機構及び中央会は、重複案件に該当するか（以下「重複案件の該当性」という。）について疑義がある場合には、双方の事業実施期間、事業内容、業者への発注内容、提供されることとなる製品・サービス等を比較するなどして、重複案件の該当性を判断することとしている。なお、機構及び中央会は、重複案件に該当しないことを補助対象事業の要件としている理由について、より多くの中小企業・小規模事業者等への支援機会を確保するためとしており、同一事業主体による同一又は類似事業に複数の公的資金が投入されることは、過剰な支援になり公平性を害することになるとしている。

本院が、中央会及び45事業主体において、60事業のものづくり事業を対象に会計実地検査を行ったところ、4事業主体が実施した5事業において、次のアからウまでのとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

ア　ものづくり事業が重複案件に該当するため補助対象事業の要件を満たしておらず、補助の対象とならない事態　2事業主体2事業

イ　実績報告書の事業費よりも低額でものづくり事業を実施していて、補助対象事業費を過大に精算していた事態　1事業主体1事業

ウ　処分制限財産が無断で譲渡され、又は廃棄されていた事態　1事業主体2事業

これら4事業主体が実施した5事業については、上記のとおり補助の対象とならないことなどから、これらに係るものづくり補助金計35,523,991円（機構の補助金相当額同額）が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、アの2事業主体において重複案件の該当性についての理解が十分でなかったこと、イの1事業主体においてものづくり事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、ウの1事業主体において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、受託事業者における4事業主体に対する指導等が十分でなかったのに中央会において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1（アの事態）＞

株式会社クリプテック（以下「クリプテック社」という。）は、ブロックチェーン等の技術を活用したスマートフォン向けゲームソフトウェア「クリプテラ」を開発するものづくり事業の交付申請書において、申請中又は実施中の案件を含めてこれまでに交付を受けた国等の補助金等はないと申告して令和4年7月に交付申請を行い、同年8月にものづくり補助金の交付決定を受けていた。

その後、クリプテック社は、同年10月に、上記のものづくり事業を事業費16,500,000円（補助対象事業費15,000,000円）で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金10,000,000円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、クリプテック社は、実際には、ものづくり事業の交付決定よりも前の同年5月に中小企業等事業再構築促進補助金（以下「事業再構築補助金」といい、事業再構築補助金の交付を受けて実施する事業を「再構築事業」という。）の交付決定を受けて再構築事業を実施しており、同年11月に事業再構築補助金5,000,000円の交付を受けていた。

両事業における重複案件の該当性についてみたところ、表のとおり、事業実施期間については同一年度、事業内容についてはいずれも「クリプテラ」の開発、業者への発注内容についてはいずれも「クリプテラ」のために使用するものの制作、提供されることとなる製品・サービスについてはいずれも「クリプテラ」となっていた。

表　両事業における重複案件の該当性

事業名	事業実施期間	事業内容	業者への発注内容	提供されることとなる製品・サービス
ものづくり事業	令和4年8月20日～同年9月27日	「クリプテラ」の開発	「クリプテラ」のゲームシステムの制作	「クリプテラ」
再構築事業	4年5月19日～同年7月13日	「クリプテラ」の開発	「クリプテラ」のゲーム内リソース（音声、背景画像等）一式の制作	「クリプテラ」

これらのことなどから、クリプテック社が実施したものづくり事業は、既に交付決定を受けて実施していた再構築事業と同一又は類似の内容になっていると認められた。

したがって、クリプテック社が実施したものづくり事業（これに係る機構の補助金相当額10,000,000円）は、重複案件に該当するため補助対象事業の要件を満たしておらず、補助の対象とならない。

＜事例2（イの事態）＞

株式会社リデルタ（令和7年1月7日以降は株式会社ジャパンコードワークス。以下「リデルタ社」という。）は、5年1月に、ペット用の衣料品等を販売するためのＥＣサイト(注)及びアプリケーションを開発するものづくり事業を事業費16,566,000円（補助対象事業費15,060,000円）で実施したとする実績報告書等を提出して、ものづくり補助金10,000,000円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

リデルタ社は、実績報告書等において、ＥＣサイト及びアプリケーションの開発に係る業務の発注先であるＡ社に対して、4年12月までに開発費として計16,566,000円を支払ったとして、同額を事業費に計上していた。

しかし、リデルタ社は、Ａ社から、当初の予定より開発における工数を削減できたとして、同年11月に計5,368,000円の返金を受けていて、実際のＥＣサイト及びアプリケーションの開発費は実績報告書で報告された事業費よりも低額となっていた。

したがって、実際にものづくり事業の実施に要した経費に基づいて適正な補助対象事業費を算定すると10,180,000円となり、前記の補助対象事業費15,060,000円との差額4,880,000円（これに係る機構の補助金相当額3,213,334円）が過大に精算されていた。

（注）　ＥＣサイト　　インターネット上で商品やサービスを販売する電子商取引のウェブサイト

＜事例3（ウの事態）＞

株式会社ナチュール・メイ（以下「ナチュール・メイ社」という。）は、令和3年度に小型高温高圧調理機、ハンディ計量充填機及び真空包装機を導入してレトルト食品を生産するものづくり事業を実施したとして、また、4年度から5年度にかけて液体急速凍結機、スチームコンベクションオーブン、ブラストチラー＆ショックフリーザー及びプレハブ冷凍庫を導入して本格フレンチのテイクアウト商品を提供するものづくり事業を実施したとして、3年9月及び5年5月にそれぞれ実績報告書等を提出し、これらのものづくり事業に係る事業費計37,180,000円（補助対象事業費33,800,000円）に対して、ものづくり補助金計22,500,000円（機構の補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、ナチュール・メイ社は、事業不振により事業継続が困難になったことから、惣菜・弁当製造販売事業の営業権、什器備品等を譲渡の目的物とする営業譲渡契約をＢ社と締結し、6年9月に、中央会の承認を受けることなく、真空包装機（補助対象事業費1,200,000円、処分制限期間8年）及び液体急速凍結機（同10,000,000円、同10年）をＢ社に譲渡していた。また、小型高温高圧調理機（同9,500,000円、同8年）、ハンディ計量充填機（同4,300,000円、同8年）、スチームコンベクションオーブン（同3,500,000円、同10年）及びブラストチラー＆ショックフリーザー（同3,000,000円、同10年）については廃棄し、プレハブ冷凍庫（同2,300,000円、同10年）については賃借店舗の退去の際に貸主に無償で譲渡していた。

したがって、ナチュール・メイ社がこれらのものづくり事業により取得した小型高温高圧調理機、ハンディ計量充填機、真空包装機、液体急速凍結機、スチームコンベクションオーブン、ブラストチラー＆ショックフリーザー及びプレハブ冷凍庫（処分時点における残存簿価相当額計18,500,016円、これに係る機構の補助金相当額計12,310,657円）は、いずれも中央会に無断で処分されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）〈事業主体〉	年度	事業費［補助対象事業費］	左に対する機構の補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める機構の補助金相当額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
全国中小企業団体中央会（東京都中央区）	株式会社オクヤマフード（福島県郡山市）	4	17,594 (15,995)	10,000	15,995	10,000	アの事態
同	株式会社クリプテック（東京都港区）（注）	4	16,500 (15,000)	10,000	15,000	10,000	同
同	株式会社リデルタ（東京都渋谷区）	3、4	16,566 (15,060)	10,000	4,880	3,213	イの事態
同	株式会社ナチュール・メイ（名古屋市）	3～5	37,180 (33,800)	22,500	18,500	12,310	ウの事態
	計		87,840 (79,855)	52,500	54,375	35,523	

（注）　事業主体の名称について、令和7年1月7日以降は「株式会社ジャパンコードワークス」であり、所在地について、同月27日以降は「東京都世田谷区」である。